

規制改革・民間開放の推進に関する第3次答申(抜粋)

- さらなる飛躍を目指して -

平成 18 年 12 月 25 日
規制改革・民間開放推進会議

目次

| | |
|-------------------------------------|-----|
| ・「第3次答申 - さらなる飛躍を目指して -」の決定・公表に当たって | 1 |
| ・今後の規制改革の推進に向けた課題 | |
| 1 全省庁を通じた規制の横断的評価・見直し | 2 |
| 2 民や地方との分担・協働を通じたスリムな行政の構築 | 14 |
| 3 改革と競争を通じたオープンで公正な経済社会の実現 | 24 |
| 4 多様な働き方と再チャレンジを可能とする社会の実現 | 42 |
| 5 豊かで創造性溢れる国づくりの基盤となる教育の再生 | 45 |
| 6 安全安心な生活環境の実現 | 47 |
| ・各分野における具体的な規制改革 | |
| 1 横断的制度等分野 | 56 |
| (1) 規制の横断的評価・見直し | 56 |
| (2) 資格制度 | 63 |
| (3) 官業民間開放 | 69 |
| (4) 国地方等分野 | 76 |
| 2 福祉・保育分野 | 82 |
| 3 雇用・労働分野 | 86 |
| 4 IT・エネルギー・運輸分野 | 90 |
| 5 競争政策・法務・金融分野 | 103 |
| 6 生活・環境・流通分野 | 115 |
| 7 国際経済連携分野 | 117 |
| 8 医療分野 | 126 |
| 9 教育・研究分野 | 134 |
| 10 農業分野 | 156 |
| 11 住宅・土地分野 | 174 |
| (参考資料) 開催経過、委員名簿、専門委員名簿 | |

. 今後の規制改革の推進に向けた課題

1 全省庁を通じた規制の横断的評価・見直し

(2) 資格制度・基準認証

資格制度

カ 法曹人口の拡大

法曹人口の拡大に関しては、司法制度改革推進計画（平成14年3月19日閣議決定）において、法科大学院を含む新たな法曹養成制度の整備の状況等を見定めながら、平成22年ころには司法試験の合格者数を年間3,000人程度とすることを目指すとされている。

法曹に求められる資質は、今後ますます多様で、高度なものになると見込まれるが、国民が利用しやすい司法制度の確立の観点から法曹に携わる素養のあるものを可能な限り多く、資格者として社会に送り出していく観点から、あるべき法曹人口について、社会的要請等を十分に勘案しながら法曹資格者の増大により、このような要請に応えていくべきである。

一方、法曹資格者の資質の陶冶の観点から、資質を誘引する最も効果的な手段としての司法試験については、実定法のさまざまな領域に関する資質を問うことができるよう選択科目を一層多様化するとともに、狭隘な解釈技術にとどまらず、広く法解釈や立法政策の社会経済的な影響を分析できる能力を涵養することが必要不可欠である。

・各分野における具体的な規制改革

1 横断的制度等分野

(2) 資格制度

法曹人口の拡大等

ア 司法試験合格者数の拡大について、法科大学院を含む新たな法曹養成制度の整備状況等を見定めながら、現在の目標（平成22年ころまでに3,000人程度）を可能な限り前倒しすることを検討するとともに、その後のあるべき法曹人口について、社会的要請等を十分に勘案して更なる増大について検討を行うべきである。

その際、国民に対する適切な法曹サービスを確保する観点から、司法試験の在り方を検討するために必要と考えられる司法試験関連資料の適切な収集、管理に努めることとし、司法試験合格者の増加と法曹サービスの質との関係の把握に努めるべきである。【平成18年度以降逐次検討・実施】

イ 法曹となるべき資質・意欲を持つ者が入学し、厳格な成績評価及び修了認定が行われることを不可欠の前提とした上で、法科大学院では、その課程を修了した者のうち相当程度（例えば約7～8割）の者が新司法試験に合格できるよう努めるべきである。その際、新司法試験は、資格試験であって競争試験ではないことに留意し、司法修習を経れば、法曹としての活動を始めることができる程度の知識、思考力、分析力、表現力等の資質を備えているかどうかを判定する試験として、実施すべきである。【平成18年度以降逐次検討・実施】

ウ 法科大学院における教育、司法試験、司法研修所における教育が、法曹として必要な資質を備え、法曹に対する社会のニーズに応えられる能力を有する法曹の養成にとってふさわしい在り方となっているかどうかを検証するため、司法試験の結果についての詳細な分析を行うとともに、関係機関の協力を得て、これと法科大学院や司法研修所での履修状況を比較するなどの分析・検証を行うことを検討すべきである。また、今後の選択科目の見直しの際には、科目としての範囲の明確性や体系化・標準化の状況等を見据えつつ、単に法科大学院での講座数など受験者の供給者の体制に係る要素のみに依拠することなく、実務的な重要性や社会的な有用性・汎用性等を考慮し、社会における法サービス需要に的確に答えるという観点をも

踏まえて検討されるべきである。【平成18年度以降逐次検討・実施】

工 法曹を目指す者の選択肢を狭めないよう、司法試験の本試験は、法科大学院修了者であるか予備試験合格者であるかを問わず、同一の基準により合否を判定すべきである。また、本試験において公平な競争となるようにするため、予備試験合格者数について、予備試験合格者に占める本試験合格者の割合の検証を踏まえつつ、毎年不断の見直しを行うべきである。以上により、予備試験を通じて法曹を目指す者が法科大学院修了者と比べて不利益に扱われないようにすべきである。【平成18年度以降逐次検討・実施】